

八戸市農業委員会1月総会議事録

日時：令和8年1月14日（水）午後3時30分

場所：八戸プラザホテル1階 ブリリアント

出席委員

農業委員 19名中 17名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 欠	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 欠	10番 中村 正記 出	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悅子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 19名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 欠	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 (欠員)	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 斎藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 出	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 出
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 出	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 欠	22番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、主幹 柏村 幸
主幹 風張 陶子、主事 和山 翔紀、主事 栗村 朋佳、主事 大橋 康平
農業経営振興センター 主事 田中 野

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。

会長

はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

久保事務局長

事務局の久保から御報告いたします。

本日は、森委員、村上推進委員、鈴木推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

次に、本日の議案のうち、議案第2号、令和7年度第9号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇推進委員と〇〇推進委員が当事者となっている事案がございます。

〇〇推進委員、〇〇推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

久保事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、梅津孝敏推進委員の御発声に続いてお願ひいたします。

【憲章唱和】

久保事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

会長

皆様、明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかな新年を迎えたこととお喜び申し上げます。今年は、午年。何事も、まあるくうまくいくようにお願い申し上げますとともに、お祈り申し上げたいと思います。

それでは、本年最初の議事につきましても、慎重に御審議くださいますようよろしくお願ひいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願ひいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、7番 馬場 豊 委員、8番 松橋 剛志 委員の両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上村推進委員

上村から報告いたします。去る12月24日、内沢農業委員と市庁別館3階会議室Aにおいて、番号72番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 72番

調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻

です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 5 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 20 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人女 1 人で、うち兼業者は男 1 人です。農機具保有状況は、トラクター 4 台、軽トラック 3 台、田植機、コンバイン、スプレーヤー、2 t トラックを各 1 台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

梅津推進委員

梅津から報告いたします。去る 12 月 24 日、内沢農業委員と市庁別館 3 階会議室 A において、番号 73 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 73 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ピーマンです。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 5 m、耕作道あり、受人の耕作地について、3,370 m² の畠のみあり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地について、546 m² の畠、1,097 m² の畠のみあります。農業経験は 8 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 2 人、女 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、噴霧器、管理機、草刈機を各 1 台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

在家推進委員

在家から報告いたします。去る 12 月 24 日、坂本農業委員と市庁別館 3 階会議室 A において、番号 74 番から番号 77 番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 74 番

はじめに番号 74 番について報告します。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、10 年間の使用貸借です。申請理由は、借人は規模拡大のため、貸人は借人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における借人の作付計画は、水稻です。借人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。

申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、貸人が令和 7 年 6 月に畠を労力不足のため売却しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約 3 km、耕作道はあり、借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 40 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 2 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 2 人、女 1 人です。農機具保有状況について、トラクター 4 台、軽トラック、コンバイン各 2 台、田植機を 1 台所有しています。

3条 75 番

続きまして、番号 75 番について報告します。資料の 2 ページをお開き願います。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、育苗です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和 7 年 11 月に田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 1 km、耕作道あり、受人の耕作地について、925 m²の畠のみなし、農地集団化あり、宅地化について、925 m²の畠のみなし、休耕耕地・山林地なしです。農業経験は 7 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は 6 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター 5 台、コンバイン 4 台、トラック、田植機を各 3 台所有、ドローン 2 台、トラック 1 台を導入予定とのことです。なお、この案件は、受人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得するもので、受人は農地所有適格法人の要件である組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件の全てを満たしており、現時点では要件

3条 76 番

に適合していることを確認しております。

続きまして、番号 76 番について報告します。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 1 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕耕地・山林地なしです。農業経験は 30 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。

世帯員は、男 1 人、女 1 人で、うち農業専従者は男 1 人、兼業者は女 1 人です。農機具保有状況について、トラクター、軽トラック、田植機、コンバインを各 1 台所有しています。

3条 77 番

続きまして番号 77 番について報告します。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和 6 年 9 月、令和 7 年 11 月に田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約 10 km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕耕地・山林地なしです。農業経験は 30 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人、女 1 人で、全て兼業者です。農機具保有状況について、トラクター、コンバイン、田植機を各 1 台所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

梅津推進委員

梅津から報告いたします。去る 12 月 24 日、内沢農業委員と市庁別館 3 階会議室 A において、番号 78 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに

3条 78 番

土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約50m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験はありませんが、受人の父から教わりながら耕作するとのことです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女2人で、うち兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況について、草刈機3台、耕運機1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第2号、令和7年度第9号八戸市農用地利用集積等促進

会長

計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。

田中主事

農業経営振興センターの田中から、議案第2号令和7年度第9号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。

資料の5ページを御覧願います。今回の利用権設定件数は、賃貸借9件、使用貸借7件の計16件で、借り手及び貸し手の人数は、借り手10名、貸し手16名で、利用権設定面積は合計91,664m²でございます。

番号1番から番号16番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料記載のとおりでございます。

番号1番と2番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために5年間使用貸借するものでございます。

番号3番から6番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、ながいもを作付けするために、番号3番から5番は5年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり3,500円、番号6番は5年間使用貸借するものでございます。

次ページを御覧ください。

番号7番と8番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり7,500円でございます。

番号9番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために3年間使用貸借するものでございます。

番号10番と11番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、ニンニクを作付けするために3年間賃貸借するもので、賃借料は番号10番は10a当たり7,000円、番号11番は10a当たり5,000円ございま

促進計画 12、13 番

す。

番号 12 番と 13 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 14 番

番号 14 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 10,000 円でございます。

促進計画 15 番

番号 15 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 4,500 円でございます。

促進計画 16 番

番号 16 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 10 年間使用貸借するものでございます。

県による公告年月日は令和 8 年 3 月 30 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

内沢委員

内沢から報告します。去る 12 月 24 日、坂本委員と市庁別館 3 階会議室 A において、番号 14 番から番号 16 番までを調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。

いずれの案件も、借人及び貸人それぞれの住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

いずれの案件も、借人及び転用目的が同一で、隣接している申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。

5 条 14~16 番

調査には、いずれも借人及び貸人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも 3 年 3 か月間の使用貸借です。転用目的は、資材置場です。実施計画は、農地転用許可日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年 3 か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は、借人と別法人との協定に基づき、借人が事業の費用に充てるために負担した債務を、別法人が引き受け返済する計画となっています。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地を鉄板敷きします。立地条件は、八戸市立多賀台小学校から西側約 1.5 km に位置し、畑、原野、雑種地、道路用地に囲まれ、河川管理用道路を通じて国道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第4号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局柏村より御説明いたします。

相続税の納税猶予とは、相続等により取得した農地を一定の要件のもとで引き続き農地として利用する場合に相続税の納税が猶予される制度で、この制度が適用されている農地のことを特例農地といいます。納税猶予の適用を受けるためには、税務署で所定の手続きが必要となります。

納税猶予の適用を受けた農業相続人は、相続税の申告期限から20年間農業を継続した場合に相続税が免除されることとなっておりますが、平成21年12月15日以降に相続し、特例農地の適用を受けた市街化区域外の農地につきましては、税制改正により、終身農地利用することが要件となっております。また、平成21年12月14日以前に特例農地の適用を受けた者が農地中間管理事業等による特定貸付を行った場合も、改正法が適用されます。

本案件は、税制改正前である平成18年に納税猶予の適用を受け、20年目を迎える特例農地の利用状況について、一筆ごとに確認し、利用状況確認書を提出するよう八戸税務署長から求められたものです。

なお、対象者には、事前に農地の利用状況について調査する旨を通知した上で、現地確認及び航空写真による調査を行いました。

それでは、資料 11 ページの議案第 4 号関係資料を御覧ください。

こちらは確認対象者の一覧となります。今回の確認対象者は 1 名となっております。

次に 12 ページをお開き願います。こちらは税務署から送付された利用状況確認書に、調査結果を記載した資料となります。

資料右上には対象者の氏名、資料左側の一連番号ごとに、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況について記載しております。なお、整理簿番号、一連番号税務署の管理する番号となります。

また、地目等及び面積欄の「申告時」は税務署が管理しているもの、「現在」は農地台帳上の数字を記載しております。

利用状況欄は、現地確認及び航空写真による調査結果を税務署からの記載要領に基づき記載しております。作付けしているか、もしくはすぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は 1 番の「自ら所有し、自ら農地等として使用している」に分類し、保全管理中や草地などであれば 2 番の「自ら農地等として使用していない」に分類しております。

現地確認をしたものについては、右端の税務署整理欄に「有」と記載しております。

現地確認の結果、一連番号 1 番は保全管理をしておりました。

なお、農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地の利用状況を確認するもので、相続税納税の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございません

か。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第6

会長 次に、日程第6、議案第5号、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に
係る適格者証明書（新規）並びに引き続き農業経営を行っている等の証明書（継
続）交付の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

それでは、事務局柏村から説明させていただきます。

別冊でお配りしております議案第5号関係資料と書かれている資料を御覧く
ださい。

当議案は、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予等の特例の適用を受ける場合の、贈与者・受贈者及び被相続人・相続人が適格要件に該当する旨の「適格者証明書」の交付並びに納税猶予等適用者の継続届に必要な「引き続き農業経営を行っている等の証明書」、「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」の交付について、承認を求めるためのものであります。

それでは資料の1ページをお開きください。

まず、贈与税納税猶予制度及び不動産取得税徴収猶予制度について御説明いた
します。

この制度は、贈与者が農地等を推定相続人の1人に一括贈与し、受贈者が農業
を継続する場合、租税特別措置法第70条の4並びに地方税法附則第12条第1項
により、農地等に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受
けることができるものです。

特例の適用を受ける場合は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日
までの間に、農業委員会が交付する適格者証明書を添えて税務署等へ申告する必

要がありますので、証明書の交付申請があつた場合に速やかに交付できるよう、事前に承認を得るものです。

令和7年1月から12月までの間に農地等の一括贈与を受け、猶予の該当となる方は、資料(3)のリストに記載のとおりでございます。

次に、資料の2ページをお開きください。相続税納税猶予制度について御説明いたします。農地等を相続し、相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法第70条の6により農地等に係る相続税の納税猶予の特例を受けることができます。この適用を受ける場合は、相続の開始があつたことを知った日の翌日から起算して10か月以内に、農業委員会が交付する適格者証明書を添えて、税務署へ申告しなければなりません。

ただし、相続の発生、つまり農地所有者の死亡は予測することができませんので、交付申請があつた場合、隨時審査の上、適格者証明書を交付することとなります。

次に、資料の3ページをお開きください。

こちらは、贈与税の納税猶予を受けている方のうち、今年の3月15日までに継続届出書の提出が必要な対象となっております。

次に資料の4ページをお開きください。

4ページの一覧は、相続税の納税猶予を受けている方のうち、今年4月から来年3月末までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。

継続届出書は、贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている者が、税務署に対して3年ごとに提出することになっており、関係法令により、農業委員会が交付する「引き継ぎ農業経営を行っている等の証明書」、特定貸付けを行っているものはそれに加え「引き継ぎ特定貸付けを行っている旨の証明書」を添付することになっております。提出されない場合は、納税猶予が打ち切られることになります。

以上のことから、3ページと4ページに記載されている方から農業委員会に対し証明書の交付申請があつた場合に速やかに交付できるよう、事前に承認を得るものです。

参考として、関係様式を5ページから13ページに添付しております。5ペー

ジから 11 ページは新規で申告をする場合に添付する「適格者証明書」の様式であり、12 ページは継続届に添付する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」の様式、13 ページは「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」の様式となっております。

なお、最後になりますが、贈与税、不動産取得税及び相続税の猶予制度は、本来は、農地の細分化防止や、農業を継続したくても税金を支払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるのを防ぐために創設されたものです。

そのため、猶予が適用されている農地では、売渡し、貸付け、転用が制限され、これらの行為や耕作の放棄があった場合には猶予が打ち切られ、猶予されていた税額に利子税を加算して納税する必要があります。猶予を受けていた年数によつては莫大な金額となる可能性もあることから、猶予制度は決して安易に利用するべきものではなく、後継者の有無や、高齢になってからの耕作の可否を熟慮し、家族の同意を得た上で活用することが求められるものであることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の12月分でございます。資料の13ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等161～175番

今回の届出は、資料13ページの番号161番から資料17ページの番号175番までの計15件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、いずれも無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第8

会長

次に、日程第8、報告第2号、農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事

事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条農地転用届出の撤回の12月分でございます。資料の19ページを御覧願います。

申請人の住所、氏名及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条届出撤回1番

番号1番、転用目的は駐車場で、平成2年9月28日付けで受理通知書を交付しておりましたが、撤回理由は、資金調達の目途が立たなかつたためございます。

申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第9

次に、日程第9、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の訂正については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事

事務局の栗村から御報告いたします。

この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の訂正の12月分でございます。資料の21ページをお開き願います。

はじめに、農地転用届出の訂正願につきまして御説明いたします。訂正願は、農地転用届出の受理通知後、誤字脱字や態様別の誤り等の届出の内容に大きく影響しない軽微な変更と認められるものに関しては、撤回願を提出し、再度、農地転用届出をしなくとも、訂正願の提出で訂正を認めるものでございます。

それでは、内容につきまして御報告いたします。

申請人それぞれの住所、氏名、土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条届出訂正1番

番号1番、訂正箇所は譲受人の住所で、資料に記載のとおり訂正されております。

訂正理由は、届出者の記載誤りのためでございます。

申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 10

次に、日程第 10、報告第 4 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事

事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の 12 月分でございます。

資料の 23 ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5 条 123 番

番号 123 番、転用目的は宅地分譲でございます。

5 条 124、125 番

番号 124 番、番号 125 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5 条 126、127 番

番号 126 番、番号 127 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 11

次に、日程第 11、報告第 5 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主幹

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 12 月分でございます。

資料の 25 ページを御覧願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 31 番

番号 31 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 8 年 1 月 20 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後 4 時 23 分)